



## 東海村子育て世帯訪問支援事業をご利用ください！

子育て世帯訪問支援事業とは・・・

妊産婦さんや子育てをされている方で、様々な理由により家事や育児を行うのが困難な方に、訪問支援員（ヘルパー）が自宅を訪問し家事や育児に関する支援を行います。

### 利用対象者

東海村にお住まいの・・・

原則 18 歳未満のお子さんがある家庭又は妊婦で、体調不良などにより家事や育児を行うことが困難な方で、家族等から援助を受けられず支援が必要な方

### 利用時間

- ・ 年末年始（12月29日から翌月1月3日まで）を除く平日
- ・ 午前8時から午後6時まで
- ・ 1日1時間以上2時間以内、1日につき1回まで（上限あり）
- ・ 原則3カ月以内（必要に応じて更新あり）



### サービス内容

#### \*家事支援\*

- ・ 食事の準備、あと片付け
- ・ 衣類の洗濯、補修
- ・ 住居等の掃除、整理整頓
- ・ 生活必需品の買物

#### \*育児支援\*

- ・ 調乳準備、あと片付け
- ・ 沐浴準備、あと片付け

#### \*相談支援\*

- ・ 子育てに関する相談、助言
- ・ 情報提供

◎御注意ください！！

- ※大きなものの買物やゴミ出し、電化製品の掃除、窓拭きや大掃除はできません。
- ※買物は日常品の範囲です。
- ※赤ちゃんに直接触れることはできません

### 【問合せ】

東海村 福祉部 子育て支援課  
子ども家庭担当

☎029-282-1711

E-mail:kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp

## 利用料金



世帯区分	利用時間 1 時間あたり
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	300 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	500 円
その他世帯	800 円

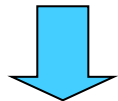
料金は、直接事業所へお支払いください。

買物等で交通費がかかる場合は実費を負担していただきます。

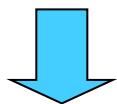
## 申し込みから利用までの流れ

☆申請書を子育て支援課へ提出ください。村のホームページから申請書のダウンロードが可能です。

① 申請書を提出（子育て支援課または健康増進課）



② 子育て支援課職員による審査  
職員が家庭訪問を行い、必要なサービス  
について打合せをします



③ サービス可・否の決定をし、サービス内容を確認します



④ 訪問支援員（ヘルパー）派遣が  
開始されます

